

令和9・10年度入札参加資格 定期受付 (建設工事、測量・建設コンサルタント等)

栃木県 県土整備部 監理課 建設業担当



1

本日の説明内容

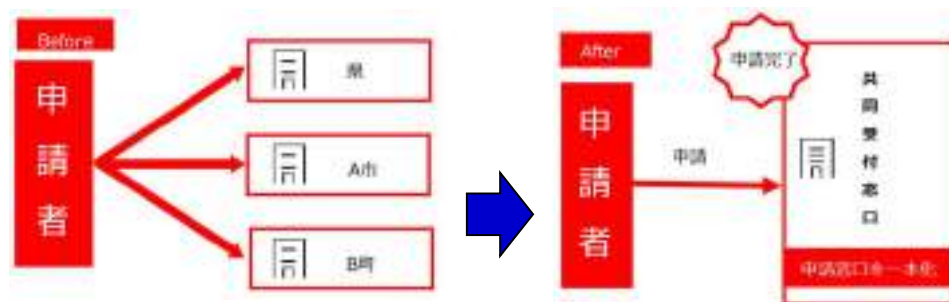
- | | |
|-------------|------------|
| 1 共同受付制度 | 5 有効期間 |
| 2 申請方法・受付期間 | 6 申請区分 |
| 3 資格要件 | 7 データ提供 |
| 4 技術評価点 | 8 申請時の注意事項 |

2

2

1 共同受付制度

- ▶ 県と23市町による共同受付
- ▶ 今回から追加 ⇒ 宇都宮市・大田原市・那須烏山市
- ▶ 受付窓口の統一により申請者の負担軽減



3

3

1 共同受付制度

県・市町への申請方法まとめ

申請等の内容	県	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那珂川町
定期申請	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
随時申請	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中間申請	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
変更届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

○: 共同受付利用可能 ●: 共同受付利用不可、市町別申請 斜線: 該当手続き無し

4

4

1 共同受付制度

※注意

那須塩原市、那須町の2市町については、

共同受付での申請は不可

5

5

2 申請方法・受付期間

(1)申請の方法

①「栃木県電子申請システム」で、県指定の期間内に電子申請

② 電子申請後、期日までに書類を発送

提出書類：「共通書類」及び「市町別提出書類」

書類送付先：共同受付窓口(栃木県監理課)

※共同受付では、

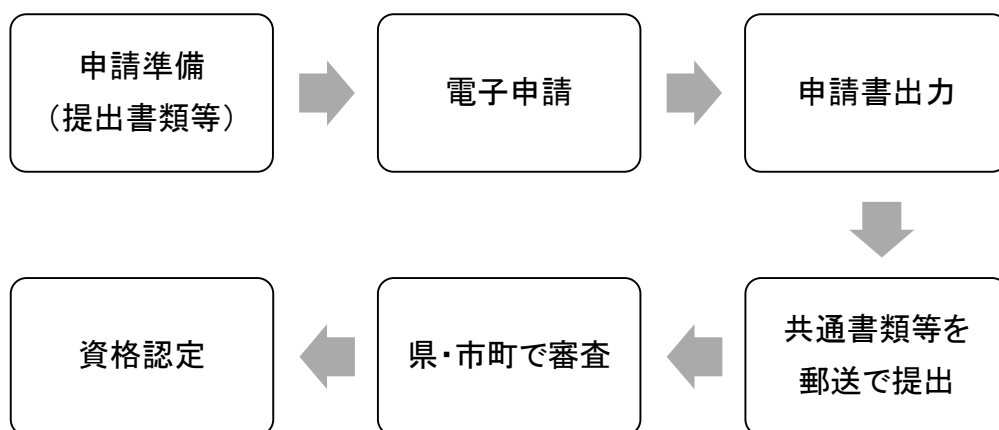
栃木県電子申請システムでの申請が必要

6

6

2 申請方法・受付期間

(1) 申請の方法(フロー図)



7

7

2 申請方法・受付期間

(2) 受付期間

① 電子申請システム

県内外の別	建設工事	測量・建設コンサルタント等
県内業者	10月19日(月) ～11月6日(金)	10月1日(火) ～10月19日(月)
県外業者	11月2日(月) ～11月20日(金)	

② 提出書類(必着)

県内外の別	建設工事	測量・建設コンサルタント等
県内業者	11月13日(金)まで	10月30日(金)まで
県外業者	11月30日(月)まで	

8

8

3 資格要件

(1) 建設工事・コンサル等共通

自治令第167条の4第1項に該当しないこと

- ・契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員等に該当しないこと
- ・申請書にある該当しない旨の誓約文で確認

自治令第167条の4第2項に該当しないこと

- ・競争入札・契約での不正行為、契約不履行、契約締結妨害などを行った者に該当しないこと
- ・申請書にある該当しない旨の誓約文で確認

9

9

3 資格要件

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

【県内業者】

- ・県税全税目（地方消費税を含む。）に未納がないこと
- ・納税証明書の提出が必要（写し可）
 - ア 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）
 - イ 税務署で発行する消費税及び地方消費税納税証明書（個人用が「その3の2」、法人用が「その3の3」） ※「その1」では受付不可

10

10

3 資格要件

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

【県外業者】

- ・法人は法人税及び消費税に、個人は申告所得税及び消費税に未納がないこと

- ・納税証明書の提出が必要（写し可）

- 税務署で発行する消費税及び地方消費税納税証明書

- （個人用が「その3の2」、法人用が「その3の3」）※「その1」では受付不可

- ※栃木県に納税義務を有する場合は、県税の全税目について未納がないこと
県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）

11

11

3 資格要件

(1) 建設工事・コンサル等共通

国税、県税に未納がないこと

（補足）

- ・共同受付参加機関（県内23市町）に申請する場合は、申請先市町の市税又は町税について未納がないことが必要

（注意）

- ・**電子申請の申請日時点**で未納がないことの証明が必要

12

12

3 資格要件

(1) 建設工事・コンサル等共通

虚偽記載等がないこと

以下の場合には申請を受理しません

- ・虚偽の申請
- ・重要事項の未入力
- ・虚偽書類の提出

※上記の件について、申請書の冒頭で誓約いただきます

13

13

3 資格要件

(2) 建設工事のみ

建設業の許可を受けていること

- ・建設業法第3条による、
申請日現在で有効な許可を受けていること

14

14

3 資格要件

(2) 建設工事のみ

経営事項審査を受け、申請日において有効な総合評定値の通知を受けていること

- ・建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受審し、入札参加資格の申請日において有効な総合評定値(P)の通知を受けていること
- ・経審結果通知書の提出が必要

※注意

- ・経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7ヶ月後まで
- ・経営事項審査の結果通知が手元に届いていることが必要

15

15

3 資格要件

(2) 建設工事のみ

経営事項審査を受け、申請日において有効な総合評定値の通知を受けていること

- ・申請日時点で有効な直近の経営事項審査の総合評定値の通知書を提出

(注意)

- ・前回実施した経過措置の適用なし

16

16

3 資格要件

(2) 建設工事のみ

次に定める届出の義務を履行していないものでないこと

- ア 健康保険
- イ 厚生年金保険
- ウ 雇用保険

※適用除外(届出の義務がない者)は除く

【変更点】

今回から申請日時点で直近の保険料納付書類の提出が必要
(※適用除外の場合は不要)

- ・健康保険及び厚生年金保険の領収証書
- ・雇用保険の領収証書及び労働保険概算確定保険料申告書

17

17

3 資格要件

(3) 測量・建設コンサルタント等のみ

経営状態が著しく不健全であると認められないこと

- ・債務超過等で経営状態が著しく不健全であり、事業の継続が困難であることが明白であると認められる場合は、入札参加資格の認定不可

営業に関し、法律上必要とする資格を有していること

- ・測量業務を希望する場合の測量業者の登録、建築関係建設コンサルタントを希望する場合の建築士事務所の登録など
- ※登録証又は登録証明書の写しの提出が必要

18

18

4 技術評価点

総合点数＝経営事項審査評価点数＋技術評価点数

- ・経営事項審査評価点数とは：総合評定値(P)
- ・技術評価点とは：県が独自に定める項目による加点

※前回(R7・8)の定期受付から今回(R9・10)にかけて、
技術評価点の加点項目に変更なし

19

19

4 技術評価点

< 技術評価点数の加点項目一覧 >

- ① 栃木県発注の工事实績
- ② 栃木県優良建設工事表彰受賞歴
- ③ 栃木県による文書注意及び指名停止の措置状況
- ④ 障害者雇用
- ⑤ 保護観察対象者等の雇用協力
- ⑥ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等、又は県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定
- ⑧ 若者雇用促進法に基づく基準に適合する事業主の認定
- ⑨ BCP認定
- ⑩ 従業員の消防団加入・活動状況
- ⑪ 建設業労働災害防止協会の加入
- ⑫ とちぎ健康経営事業所又は健康経営優良法人の認定

20

20

5 有効期間

令和9(2027)年4月1日から
令和11(2029)年3月31日まで

※ 栃木県の入札参加資格の認定通知書は3月中旬～下旬に郵送予定

※ 各市町の認定通知書の有無、発送の時期等は申請先のホームページ等で別途確認してください

21

21

6 申請区分

・入札参加資格の申請は以下3種類

- ① 建設工事
- ② 測量・建設コンサルタント
- ③ 草刈・側溝清掃業務

※ 申請の種類、組み合わせによって、
必要となる電子申請が異なります

22

22

6 申請区分

①建設工事、②測量・建設コンサルタント等、③草刈業務・側溝清掃業務

No.	申請の種類	必要となる電子申請（申請様式）	備考
1	①+②+③	「建設工事」 「測量建設コンサルタント等」	③は「測量・建設コンサルタント等」の様式で申請
2	①+②	「建設工事」 「測量建設コンサルタント等」	
3	①+③	「建設工事」	
4	①	「建設工事」	
5	②+③	「測量建設コンサルタント等」	
6	②	「測量建設コンサルタント等」	
7	③	「測量建設コンサルタント等」	③のみ申請する場合は、「建設工事」では申請不可

23

23

7 データ提供

- ・申請されたデータは、
共同受付参加市町(23市町)に一律で提供
- ・共同受付では事務処理の都合上、
申請を希望しない共同受付参加市町に対しても提供

※ 共同受付の事務処理上提供されます。ご了承ください。

24

24

8 申請時の注意事項

(電子申請システムの注意点)

① 電子申請入力開始後60分以内に入力

→ 60分を過ぎると自動的にデータが消去される

② 入力後に出力可能となるPDF申請書の印刷

→ 印刷を失念した場合は再出力可能

③ 「申請の手引き」で綴じ込み方法を確認

④ 別送書類は特定記録、簡易書留、レターパックのいずれかの方法で
共同受付窓口へ送付

※特定記録、簡易書留、レターパック以外での申請は不可

25

25

8 申請時の注意事項

(その他の注意点)

① 提出書類に受付確認を目的とした返信用はがき等を同封しないでください

※県は返信等の対応をいたしません

特定記録、簡易書留、レターパックで送付し、書類の到達を確認してください

② 電子申請については「電子申請操作マニュアル」をご活用ください

※栃木県のホームページで掲載中です

26

26

8 申請時の注意事項

**申請者による申請の誤りや入力漏れに関しては、
県では一切責任を負いません**

(申請内容に誤りがあったため審査をやり直して欲しい等の
対応は一切行いません)

手引きやマニュアルを確認し、入力内容を十分チェックの上で
申請してください

27

27

県HP:

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/nyuusatsushikaku/r09r10teiki.html>



28

28

ご清聴ありがとうございました



29